大同団結運動と議会政党の成立三完

岡 八

郎

松

十九八七六五四三二 議会政党としての自由党の成立 三大事件の建白運動 立憲自由党の結成 三派の合同(以上七巻二号) 大同団結運動の分裂 大同団結運動の展開 大同団結運動の開始 大同団結運動の萌芽 すび (以上本号) (以上七巻一号)

目

次

八 立憲自由党の結成

は、大体つぎのようであった。(4) 在野勢力との激突という事態にはいたらずして、比較的平穏のうちに終わった。選挙の結果、当選者の党 派 別 分 野 の乱れもあり、初めての選挙運動の未熟さもあり、また政府の選挙干渉もほとんど行なわれず、したがって、政府と 明治二十七年七月一日、第一回の衆議院議員総選挙が行なわれた。この選挙は、前述のような在野諸勢力の足並み(?)

大同俱楽部 五. 五. 立憲改進党 四六

愛国公党

三 五

保守派

九州同志会 官吏

無所属 自治党 自由党 中立

合計 三〇〇名

策によっては、その過半数も危くなるとも考えられた。かくてここに、前述のごとき「三派の合同」=庚寅倶楽部= 含めても百二十余名であり、反政府勢力は議会において過半数を制することが可能となった。だがまた、政府側の画 右の結果からも明らかなように、在野勢力は、それを合計すれば百七十余名であり、政府を支持する側は、中立を

五二

さらに反政府的在野諸勢力を一大結集せんとする動きが、 「九州同志会」によって展開されたのである。

は、庚寅俱楽部、立憲改進党の人々に進歩主義者合同の必要を説いて、ほぼその賛成を得たのであった。 だ が 当 が、大同団結運動の分裂のため、その後ほとんど進展しなかったが、二十三年四月十七日、鹿児岛の同志会が主唱者 ることが不可能であり、 たちは、五月末には神戸にて板垣退助を訪ね、その目的を告げて板垣の賛同を得、ついでさらに東上し、六月初めに 歩主義」を掲げ、 ノトス」との運動方針を決定し、そのため東京その他の各地に委員を派遣することとした。(も) 九州地方においては、前述のように、去る明治二十一年十月、大同団結運動に参加せんとする同志の動きがあった 衆議院議員総選挙の運動中であったため、庚寅俱楽部も、改進党も、 九州各地の種々なる団体の有志数十名が鹿児島に集会し、十八日、 「立憲代議政体ノ実ヲ挙ゲンガ為、広ク全国同主義ノ団体ト台豊、共産海歩的ノ主式ヲ取ル治・聯合ヲ図ル 九州同志聯合会の遊説員は一先ず帰郷した。 それぞれ大会を開いて合同か否かを決定す 「九州同志聯合会」を組織して、 九州同志聯合会の遊説員

時

京せしめることとした。(8) 団体としての「九州同志会」を組織し、規約、党議、運動案、 の必要を痛感し、さらに中央に呼びかけるべく、七月二十日、福岡に大会を開き、 かくて七月初旬、 全国の進歩主義者との連絡を強化することを決定した。 河島醇、 岡田孤鹿、 前記のような党派別分野をもって総選挙が終了するや、 同じころ、二十五、六日には、九州の勧誘をうけて、 山田武甫 (以上衆議院議員当選者) 田中賢道の四名を進歩主義者合同の交渉委員として出 政府に質問すべき問題などを議決し、運動方針にもと 九州の有志はなお一層進歩主義者大合同 「東北七州会」が秋田において開 従来の聯合会組織を改めて、単 か

五四

このように、ようやく反政府的在野諸勢力大合同の気運が盛り上がらんとしているとき、七月二十五日、政府は、

従来の「集会条例」にかえて、「集会及政社法」を公布し、政治運動にさらに著しい制限を加え、従来通り、政社は(エロ) これは明らかに、超然主義を採る政府の、在野諸勢力結集の妨害であったが、それにもかかわらず、このような抑圧 「支社ヲ置キ若ハ他ノ政社ト連結通信スルコトヲ得ス」(ニナ八条)と規定して、在野諸勢力の合同運動を抑圧した。

は進歩主義者たちをおそれさせるには足りず、かえって合同の気運を高めた。(1)

が、その実、まだ大同倶楽部、再興自由党、愛国公党のそれぞれは団結を解いていなかったので、総選挙もすでに終(タン) 了したこととて、庚寅倶楽部員は三派にたいして解散を督促し、その結果、愛国公党、自由党はいずれも八月四日、

前述のように、すでに六月、庚寅倶楽部は一応成立して、旧自由党系の三派の合同が形式的には行なわ れて い た

庚寅倶楽部のもとにまとまることができ、この間、政府の集会及政社法を盾とする妨害もあったが、九州同志会の首 大同倶楽部のみは存続論があったため、種々紛議のすえ、八月十七日、それぞれ解散した。このように旧自由党系は(ミヒ)

して決定することとなった。 員会においては、合同論と非合同論が対立、議論が混乱して結論に達することができず、九月一日に臨時大会を開催 につき特に異論はなかったのであるが、尾崎行雄が非合同論を説えて、論議が紛糾するにいたった。八月六日の評議

き、七月十二日、党員にたいして、「全国進歩諸団体ノ聯合」につき、通信をもってその可否を徴したが、当初、聯合 唱する進歩主義者合同の提唱は、次第に浸透していった。立憲改進党においても、六月の九州有志の申入れにもとず

このように進歩主義者大合同の気運が大いに高まっていく状況にたいして、九州同志会の上京委員たちは、好機失

すべからずとして、八月七日、自ら九州同志会を解散するに決した。ついで河島醇(九州同志会説得委員)の斡旋によ(17) って、八月十二日、河島邸において反政府的在野諸勢力の有志が会合し、合同問題を協議した。来会者は、庚寅俱楽

河野広中、鈴木昌司、大江卓(以上大同倶楽部出身)、改進党からは、合同論に賛成であった島田三郎、加藤政之助、 部からは、内藤魯一、大井憲太郎、中江篤介(以上自由党出身)、林有造、片岡健吉、杉田定一(以上愛国公党出身)、

が、結論をえず、その原案の起草を九州同志会に委任して終わった。ついで同月二十三日、大江邸にて再会、出席者 は中江が欠席し、改進党から加藤と高田の代わりに吉田熹六、鳩山和夫が出席した以外は前回と同様であった。 高田早苗、九州同志会からは、山田武甫、松田正久、河島醇であった。この会合では主義、綱領などが論 議 さ れ た 九州

同志会より、つぎのごとき原案が示めされた。

主義 自由主義 代議政党

皇室ノ尊栄ヲ保チ民権ノ拡張ヲ期ス。 領

内治ハ干渉ノ政略ヲ省キ外交ハ対等ノ条約ヲ期ス。

代議政体ノ基礎ヲ鞏固ニシ責任内閣ノ実行ヲ期ス。

これにたいして改進党出身の出席者は、第一に九月一日の改進党臨時大会以後まで合同問題を公表しないこと、第

二に主義は単に自由主義とせず、「自由の主義を採り改進の政策を行ふとか若しくは自由改進主義とか双方の文字を 大同団結運動と議会政党の成立

五五五

っ

法

存し置く事」の二個の条件を要求したが、他の各派の出席者が賛同せず、そのため改進党出身者は退場して し(3) 開き、最終的に非合同を決定した。かくて改進党を除く、反政府的諸勢力は議会開会を目前に控えて、立憲自由党に については異論なく、仮規則を定めて、九月十五日に結党大会を開催することとした。改進党は九月一日臨時大会を れたが、なかなか決定せず、党名調査委員を挙げ、その協議によってようやく、「立憲自由党」に決した。主義綱領 憲改進党は参加しないものとして、会合を開き、先日の九州同志会の原案を提出した。党名につき、種々論議が交さ た。さらに、同月二十五日には、庚寅倶楽部、 結集しはしたが、各派の足並みは必ずしもそろわなかった。九月三日には各地へ招請状が発せられ、九月十五日、東 九州同志会に加えて、群馬公議会、京都公友会の代表者が集合し、立 ま

景、堀善三郎ら二十九名によって「党議党則の再議を望む書」が提出され、「自由主義ノ貴フ所ハ民権ヲ拡張スルニ きた。ついで十六・七日には各府県より常議員が選ばれたが、この時も混乱があり、さらに十八日には、党首を置か 京芝公園内弥生館において五百余名が参集し、創立大会が開かれた。 立党趣旨書、主義、 ないため、党運営の責に任ずべき幹事五名を選挙したが、だがこの十八日の常議員会においても、前田下学、遠藤秀 したが、会場は、旧大同俱楽部の山際七司たちの反対の声によって喧噪をきわめ、ようやく結党式を終わることがで 綱領、党議、党則を議定

葉ヲ刈リ其根ヲ除キ以テ再ヒ其萠芽ヲ発セサラシムルヲ期ス。昨年条約改正ノ問題アルヤ余弫ハ日夜祚走以テ改進党 之ヲ撲滅スルニアラサレハ以テ天下ニ立ツノ辞ナカラン矣。然ルニ立憲自由党ノ趣旨報スルニ改進ノ方策云々ノ文字 アリ、民権ヲ拡張センニハ先ツ国権ノ完全ヲ期セサルヘカラス。此故ニ若シ国権ヲ貴重セサルノ党派アルカ如キハ其 ニ当リ、千辛万苦始メテ条約改正ノ中止ヲ得テ自由主義ノ名分ヲ明ニシタリ。顧ミテ当日ヲ想へハ彼改進党ハ余輩ノ

を排除して、ようやくほぼ統一ある組織を整えることができたかにみえたが、だが議会開会を控えて、新たなる問題 的自由主義に反対し、国家的自由主義に立つと称して「国民自由党」を結成した。かくて立憲自由党は、最右猳分子的自由主義に反対し、国家的自由主義に立つと称して「国民自由党」を結成した。(2)(3)(3)) ヲ以テシ之ニ合同セント欲スルノミナラス、強ヒテ其甘心ヲ得ントスルモノハ果シテ何ノ為ソヤ。」と述べて、立党の 趣旨に非常な不満を表明し、再議を要求したが、いれられず、脱党するにいたった。かれらはやがて(十一月)、個人

が発生した。それは、すなわち院内党員と院外党員との対立の問題であった。

たのは七月三日であった。 衆議院議員選挙法第三十条によって、通常選挙の投票は七月一日に行なうことと定められていた。なお開票が完了し

(2) 選挙権者の資格は、年令満二十五才以上の男子で、直接国税十五円以上を納めることが必要であった。衆議院議員選 省の県治局長であった末松謙澄の調査がある。指原安三編「明治政史」 下篇 明治文化全集 十巻正史篇 三十六名で、有権者にたいする比率は六・一%強であって、非常に少なかった。この選挙の詳細については、当時、内務 挙法第六条参照。当時の人口は、この選挙法が施行されなかった北海道、沖繩県、小笠原島を除くと、三千九百三十八万 二千二百名であり、有権者は、四十五万三百六十五名であって、比率は一・一%強であった。なお棄権者は二万七千六百 所収

〇一二二一頁参照。

3 八一九頁参照。 から運動を展開した。指原安三 前掲 二一五頁参照、第一回の総選挙にたいする政府の熊度は、山県総理大臣の地方官) 在野勢力の分裂、政党の未発達のため、組織的な選挙運動が行なわれず、したがって、候補者はそれぞれ個人の立場 た。尾崎行雄「日本憲政史を語る」 上 二一五―六頁参照、なお、山県首相の訓示については、指原安三 前掲 にたいする訓示にみえるように、いわゆる「超然主義」の立場にあり、したがって選挙にたいしても、比較的公正であっ

記録がまちまちであった。「河野磐州伝」下巻 当時、政界分野が混沌としていて、その所属が鮮明を欠いていたため、党派別の分野が不確定であり、新聞によって 一三三—五頁参照、林田亀太郎 「日本政党史」上卷 二八三一五頁参

天同団結運動と 議会政党の成立

五七

五八

本稿は、故川原次吉郎教授の説に従っている。蠟山政道編 一二九—一三〇頁参照。

- 5 もっていた。詳しくは、大津淳一郎 「大日本憲政史」 三巻 四二五―七頁参照。 同志会は二十二年春に鹿児島県内の有志により創立され、 「広ク天下ノ同志者ト気脈ヲ通スルモノトス」との目的を
- (6) 九州同志聯合会については、大津淳一郎 前掲 四二八─四三○頁参照、なお、集合したのは、宮崎県大同派、宮崎 県同志会、福岡県三州倶楽部、熊本県改進党、佐賀県郷党会、長崎県同好会などの人々であった。
- 7 が、後に鹿児島の樺山資美、厚地政敏らも加わった。大津淳一郎 前掲 この遊説に参加したのは、当初、福岡の岡田孤鹿、熊本の田中賢道、長崎の志波三九郎、佐賀の狩野雄一らであった 四三〇—一頁参照。
- 8 運動においても、当選者がその主要なる任務を負うことが期待された。「運動案」参照。 権時代」 三九四頁参照、この大会において、主要なる活躍をしたのは衆議院議員当選者であり、また進歩主義者合同の この大会については、指原安三 前掲 二二五一六頁参照、なおこの大会の出席者については、前田蓮山 「自由民
- 9 指原安三 前掲 二二七―二三〇頁参照。従来の集会条例(明治十三年四月五日公布 指原安三 前掲 二三〇頁 (明治十三年四月五日公布十五年六月三日改正)よりもさらに政治運動に詳細な制限を加えた。全文
- 信夫清三郎 「明治政治史」 一四頁。 拙稿 「大同団結運動と議会政党の成立」口 東洋法学 七巻二号 五一頁参照。
- 13 指原安三 前掲 二三八頁参照。井上角五郎が合同反対論の急先鋒であった。 たとえば、指原安三 前掲 二三一頁参照。
- た。特に私は、『自由党といふ名を附する以上、合同でなくて改進党の降伏である』と唱へて、極力これに反対した。」と できない。それに当時は、一旦両党が合同しても、忽ち分裂するにちがいない形勢であったので、私は合同談 に 反 対 し 大同団結の大騒ぎの後に復活して、勢ひ盛んであったから、茲で合同すれば、とても両者は対等の位地を保持することは その全文については、指原安三 前掲二三一一二頁参照。 尾崎は非合同論の主旨について「改進党は条約改正失敗の後を享けて、非常な悲運にあったに反し、一方自由党は、
- 18 17 述べている。尾崎行雄 前掲 二一八頁参照。 河島醇については、高田早苗 「半峰昔ばなし」二一四―五頁参照
- 党名が立憲自由党と決した過程については、指原安三 前据 二四七頁参照

(2) それぞれの原案については、指原安三 前掲 二五四-五頁参照。

22 21 て議会が開かれると、国民自由党は政府支持の熊度を示すのである。信夫清三郎 前掲 国民自由党は、党名に「自由」を冠していたが、その主張は保守的国権主義にほかならなかったのである。したがっ 指原安三 前掲 二六六—七頁参照。

頁参照、この党の結成過程については、指原安三 前掲 二七五―七頁および二七九―二八一頁参照。なお結党式は、議川、新潟、愛知、大阪および九州の旧大同倶楽部派と玄洋社、熊本国権党を主力とする。井上清 「条約改正」 一六七 会開会後の十二月二十一日であった。 一五頁参照、それは富山、石

明治二十三月十一月二十二日までに、加盟申込の手続をへたものが、一万六千四百九十九人に達した。指原安三

前

九 議会政党としての自由党の成立

掲二七九頁参照。

生とはなったが、大合同は成らず、いよいよ第一回帝国議会の開会を迎えることになった。 前述のように、第一回衆議院議員総選挙の前後より、 反政府的在野諸勢力結集の運動が展開され、 立憲自由党の

誕

ても、八月上旬同党所属の衆議院議員によって、同様、政務調査のために「議員倶楽部」が設けられた。(3) の三名を選び、また政務調査を六部門に分け、それぞれの部門について討議調査することとした。立憲改進党におい 査」をなす目的をもって、党の機関とは別に、(~) 立憲自由党においては、明治二十三年九月二日、所属する衆議院議員が「帝国議会に於ける運動の方針 「弥生倶楽部」を設立し、幹事として河野広中、大江卓、 なお八月下 加藤平四郎 及 政 務 調

道」に立って、 旬には、芳野世経、元田肇、杉浦重剛らの中立派の衆議院議員によって、 「政治ノ実際問題ヲ研究シ其結果ヲ以テ議政ノ方針」としたが、その実、その態度は政府側に傾斜し 「大成会」が結成され、 中 立不 偏 の大

大同団結運動と議会政党の成立

五九

ていた。このような彌生俱楽部の設立は、勿論きたるべき議会開会のための準備ではあったが、衆議院議員である党(4) 東 洋 法

員は「公務上ノ言論行為」について党議によって束縛される理由はないとし、別に院内党員かぎりの団体を設けたの

であった。また立憲自由党の組織は、前述のように幹事と常議員を指導の中心としており、その幹事五名のうち、院

も高くなく、院内党員と院外党員との間は微妙なものがあった。しかも各派の結集体である立憲自由党はその成立過(6) 内党員は二名、六十九名の常議員のうち、院内党員は三十一名にすぎず、院内党員の党内における比重はかならずし

弥生倶楽部自身も前述のように強力な統制力をもたなかった。かくして今まで述べてきたように、第一議会を迎え、 程からいっても統制力が弱く、その上、かかる院内党員と院外党員との対立により、一層統制力が弱くなった。また

反政府的勢力は議会において過半数を制しながらも、かならずしも足並みがそろわなかった。なお第一談会における

衆議院各派の分野はつぎのとおりであった。

彌生俱楽部 百三十名

議員俱楽部(議員集会所) 以上 百七十一名(民党) 四十一名

会 七十九名

国民自由党 五名

所 属 四十五名

以上

合計

百二十九名(大部分政府支持)

府の圧迫のもと積年の苦斗のすえ、ようやく参政権を獲得するにいたった反政府的勢力との間に、議会開会を前に、 ての面目を具えており、超然主義を把持する内閣であったから、内部的統制において欠ける憾みはあったものの、政(タ) の過激なる行動を戒めた。第一帝国議会を迎えることになった山県内閣は、その人的構成において「藩閥政府」としの過激なる行動を戒めた。第一帝国議会を迎えることになった山県内閣は、その人的構成において「藩閥政府」とし うちに、議会が開かれることとなった。十月三十日には「教育勅語」が発布されて、国民道徳の準則が示され、国民 公布して、政治活動を抑圧せんとしたことはすでに述べた通りであるが、今や、前述のごとき反政府的勢力の優勢の ったのであったが、その後の反政府的勢力の結集の動きにたいしては警戒の目をもってながめ、「集会及政社法」を 他方、政府の側においては、第一回の総選挙にたいして、その「超然主義」の立場からも、比較的公正な態度をと

楽部、議員集会所からは一名も選出されず、党の無統制ぶりを露呈した。(ほ) 真道(大成会)、松田正久(弥生俱楽部)を選出したが、 副議長候補の選挙においては、「衆議院規則」の不備のため も行われず、また各党にはまだ院内総理といったものもないため、人選について党議を決定せず、議員はそれぞれ独 自の判断で選挙に臨んだ。この結果、議長候補選挙については、比較的平穏のうちに、中島信行(弥生倶楽部)、津田(エヒ) もあって議事が紛糾した。結局、津田真道(大成会)、楠本正隆(無所属)、芳野世経(大成会)が当選したが、 た。ところが前述のように衆議院には過半数を制する政党がなかったのみならず、弥生倶楽部と議員集会所との提携 明治二十三年十一月二十五日、第一回帝国議会が召集され、まずそれぞれ三名の正副議長候補者の選挙 が 行(1) 弥生俱 われ

容易ならぬ波瀾を予想させたのである。(10)

十一月二十九日には開院式が行われ、アジアにおける最初の議会政治が開始された。弥生俱楽部の河野広中は、 大同団結運動と議会政党の成立

束

第三に憲法を発布せられた詔勅の聖旨にも悖り、第四には国民の期待に反するを以て、政府は此の際、宜しく輿論の 第一に亜細亜民族の体面如何に関し、第二に欧米人よりは日本人に憲政運用の能力なしとして、鼎の軽重を問はれ 帝国に取り極めて重要なる議会だ。若し此の議会に於て議会と政府と衝突し、直に議会の解散に終るが如きあれば、 会召集直前、中島信行、片岡健吉、大江卓、竹内綱らとともに、山県首相、松方蔵相と会見し、「初期議会は、我が

是なり。何をか利益線と謂ふ。我が主権線の安全と緊く相関係するの区域是なり。凡そ国として主権線を守らざるは 説において、「国家独立自衛の道は、一に主権線を守禦し二に利益線を防護するに在り。 し、国民をして満足せしむるの施設を断行すべき」ことを勧告した。ところが山県首相は、十二月六日の施政方針演 何をか主権線と謂ふ。

趨く所を察し、根本方針を財政緊縮、民力休養の大眼目に置き、又た集会、言論、結社其他の人民の自由権利を尊重

を提出した。かくて民党側の財政緊縮、民力休養の二大眼目と政府の政策とはまさに正面衝突する勢いとなったので からざるの須要に出るのみ。」と述べ、松方蔵相は明治二十四年度の歳出総予算案八千三百三十二万四千二百五十四円からざるの須要に出るのみ。」と述べ、松方蔵相は明治二十四年度の歳出総予算案八千三百三十二万四千二 禦するを以て足れりとせず。必や亦利益線を防護せざる可らず。今ま吾人果して主権線を守るに止まらず、亦利益線 り、寸を積み尺を累ね、以て成績を見るの地に達せざるべからざるなり。 を保ち、以て国の独立を完全ならしめんとせば、其事固より一朝空言の能くすべきに非ず。必や国の資力 の 許 す 限 なく、又均しく其利益線を保たざるはなし。方今列国の際に立ち、国家の独立を維持せんと欲せば、独り主権線を守 故に陸海軍の為に巨大の金額を割かざるべ

衆議院予算委員会においては、この度は彌生倶楽部と議員集会所とが足並みをそろえ、委員長に大江卓 (弥生俱楽

ある。

部 り、総歳出予算案において八百八十八万七百三十四円を削減する査定案を作製した。翌二十四年一月八日、予算委員 、理事に新井章吾(弥生俱楽部)、尾崎行雄(議員集会所)、阿部與人(議員集会所)を選出し、 予算案の審査に当

之に反するものなるが故に、願くは諸君に於ても熟慮あられんことを切望す。」との反対演説を行い、到底、予算委員(5) 関にしてその運転を萎靡せしめざる限りに査定案に同意するを躊躇せざるなり。然れども、予算委員の報告書は実に 会のこの査定案が議場に報告されると、末松謙澄(大成会) がこれに反対し、翌九日には松方蔵相が「政府は行政機 会の削減案に応じられないとして、ここに政府と民党とは全く対立するにいたった。ここにおいて衆議院は全院委員

るため、姓名を盟約書に自署する事」として団結を固め、「議場に於て一致の運動をなすため、整理委員を置く事」 立憲自由党は一月十六日議員総会を開き、五幹事も出席の上、「予算委員査定案に同意の諸君は人員を明らかにす

会を連日開いて、この予算案について審議することとなった。

を決定した。また大井憲太郎を中心とする立憲自由党政務調査会(全部院外党員)は、一層厳しく「憲法第六十七条規 どを決議した。このように、立憲自由党は緊迫した状況のもとで団結を強固にしていたのであるが、院内党員に比し 定の歳出節減に関しては、委員会は政府の同意を求むる手続を要せざる事」その他さらに経費の削減をはかることな

て院外党員はさらに強硬な態度を示した。

議了した。民党の勢力はきわめて優勢で、査定案を固執して動かず、これにたいして大成会所属の議員は、政府のた 二月三日、全院委員会は弥生倶楽部、議員集会所の強力な共同作戦によって、予算委員会の作製した査定案を全て

めに緊急動議を提出して対抗したが、ことごとく否決されてしまった。二月六日からは予算について本会 議 が 開 大同団結運動と議会政党の成立

カゝ

洋

東

法

に、それについて政府の同意が必要であるとし、また、今審議されている査定案には到底同意は不可能であると主張 れ、これまた民党の勢いが強く、政府は山県首相が十六日には演説して、査定案が衆議院において議決さ れる 以

われるにいたり、また一月十九日の夜議事堂が漏電のため炎上し、一時は放火と疑われたりしたことなど世情は騒然 り。」と述べて、政府の衆議院にたいする解散権の行使をほのめかし、解散を忌諱する議員を威嚇するにいたった。こ(8) のように一層、政府と民党が鋭く対立していったため、民間においても壮士が横行し、議員に暴行を加えるものが現 した。また松方蔵相も「今若し不都合な決議をなす時は、政府は憲法の命ずる所に随て不ゝ得ゝ止決意するの外なきな

題とされた。ところがこの動議の採決に際して、林有造らの旧愛国公党系、いわゆる土佐派を中心とする弥生倶楽部(タヒ) このような動議は、すでにこれと類似した動議において論じられ、否決されてきたのであったが、ここにまたもや問 の歳出に付、本院に於て廃除削減せんとする意思を定めしものは、本院確定議以前に於て、政府の同意を求むべし。」 かかる状況のもとで、二月二十日、天野若圓(大成会)が緊急動議を提出した。「憲法第六十七条に規定したる三箇

容は整然として一糸も乱れない観があった。

となった。だが民党にはなんの影響も与えず、査定案は一潟千里の勢いをもって、本会議において議了し、民党の陣

院は予算議定書の全部を政府に送致し、憲法六十七条に規定する歳出廃除削減についての議決に同意せんことを要求 の議員二十六名が突然この動議に賛成したため、百八にたいする百三十七をもってこれを可決した。この結果、衆議の議員二十六名が突然この動議に賛成したため、百八にたいする百三十七をもってこれを可決した。この結果、衆議 しかし政府は、衆議院の予算修正案が予算議定権の範囲を逸脱しているとして、拒否の回答を行っ たの

かくてついに、前述の林有造、大江卓らの土佐派の二十六名は脱党し、三崎 亀 之 助(弥生倶楽部)をしてさらに

片岡健吉、三崎亀之助、小林樟雄(以上立憲自由党脱党者)、田中源太郎、安部井磐根、牧朴真(以上大成会)、綾井武 したのであったが、政府の策謀による土佐派の脱落のため、民党の敗北に終わり、三月七日閉会となった. (②) したのである。このように、第一議会は予算案をめぐって、藩閥政府と経費節減、民力休養を標憾する民党とが激突 きことを報告し、政府もまたこれに同意し、本会議において採決の結果、百二十五にたいする百五十七をもって可決 両者は妥協し、三月二日、予算案特別委員長安部井光根は、政府の原案歳出予算より六百三十一万二千円を削減すべ 夫(国民自由党)、古荘嘉門、神鞭知常(以上無所属)の九名を挙げて、政府と予算総額について交渉に入った。結局 るの議を唱えしめた。民党議員は極力これに反対したが、採決の結果、百十七にたいする百五十をもって可決され、 緊急動議を提出せしめ、政府の回答を審査し、予算の修正について政府と協議するために、九名の特別委員を選挙す

党、議員の独立を状害すること少なからざるものあらずや。是れ実に吾々の忍ぶこと能わざる所なり。」と述べ、院外 党員の院内党員にたいする圧力に耐えないことを脱党の理由としているが、みずから政府と妥協したことには 言及しないで、このような放言をあえてしたのは、第一議会において院内党員が内心政府と妥協したいと思いながら を設け、往々議場問題に属することまでを、議場以外に決定し、之を以て党議と称し、強いて守る所あらしむ。これ 「今にして立憲自由党の状態を熟察するに、帝国議会に対する運動を、代議士その人の自主に任かせず、 議会閉会後、立憲自由党を脱した土佐派の議員は、院内に「自由倶楽部」という団体を設け、声明書を 発 一種の方法 表 なんら して

-を置き去りにして、新政党

ことによって、立憲自由党の院内党員に呼びかけ、院外党員――殊に大井憲太郎一派

大同団結運動と議会政党の成立

院外党員の強硬論に引きずられたという事情によるものであり、ここに院内党員と院外党員との対立を暴露する

洋 法

裏切の後)するが如きは、豈に代議士其の人の所為なりというを得んや。」と反駁した。このように院内党員と院外党 感じて脱党届を提出していたが、押しとどめられ、党内にとどまっていたが、この対立問題について意見書を出し、 の間の関係は、斯く徒らに理論に渉りて、冷々淡々たるべからず。宜しく双方打ち解けて、情味慇懃、洋々たること 所以」を説き、さらに、「政党の地方組織を完全にする必要」と「中央部と地方部との関繫を密着する必要」を説い 員との対立の問題がようやく表面化し、立憲自由党は動揺の危機に直面した。当時、板垣退助は、土佐派脱党の資を 員に向って、強硬論を執れといえるは、固と協議せるのみ。もし議院内の党員にして、之に同意する能わずば、宜し たが、その意見の重点は、国会議員中心の政党への改組であった。大井の意見は「同一政党員若くは国民と代議士と く初めより意思を明答し発表すべきのみ。躊躇逡巡狼狽為す能わずして、徒らに日子を送り、以て卒然脱党 を作ろうという計画であったといわれている。これにたいして大井は、「かの議院外の立憲自由党員が、 「政党組織の本体に於ては、国会議員を以て中心となさざるを得ず」として「政党の中央組織を変更するの必要なる 東 議院内の党 (而かも

た。そこで星らはまず三月中頃には議会主義を条件として板垣の内諾を得、慎重に反対派を説得していった。(祭) 三月二十日、大阪において大会が開かれ、圧倒的多数をもって板垣を総理とするに決し、また星の発議によって、党 そうとした。このため松田正久、河野広中とはかり、ことを進めようとしたが、大井派と九州派が党首設置に反対し らぎ始めたので、星享は党の団結を強固にするため、党首を設置して党の組織を調整しようと考え、板垣を党首に推 党は院内党員と院外党員との関係について意見の相違をきたし、しかもさきの脱党者のこともあって党内の結束が揺 春海の如くならざるべからざるなり。」として 暗に 国会議員中心の政党には不賛成を示した。このように、立憲自由 かくて

名を「自由党」とすることとなった。この大会を契機として、自由党の内部統制が確立され、大井派の勢力(%) 代って星の影響力が次第に増大していったといわれる。(37) 弥生倶楽部は事実上消滅し、院内かぎりの会議は自由党 が 後 退

第二回帝国議会が開かれるにあたり、明治二十四年十月十五日、 東京に通常大会が開催され、 改正党則案、

代議士会と称することになった。

党議を可決したが、さらに板垣は議会主義を明確にし、党首を置くの必要を説いた、党則改正理由書を発表した。そ き、能く其輿論に従ふものなる歟。此等の事に 至ては甚だ 不完全なるを 認むるなり。 今や我党は大いに面目を一新 て能く代議政体に於ける政党の体面を全ふするものなる歟。 の世に処して、専制政体の時に起りたる政社の遺風を墨守するは、変に通ぜざるものなり。今日我党の組織は、果し 刺撃し人民を鼓舞し、専制政治を破壊して代議政体を建設するの目的を達すべき一手段たるに過ぎず。今日代議政体 の理由書に、 ・ 善美なる立憲政体を確立するに力を尽すべきの時なり。弦に党則を改正し、以て党弊を一掃するに非ずんば、以 「我党の始めて起るや、専制時代に在り。当時の所謂ゆる政党は政社にして、有志相結び、以て政府を 能く其法律を守り、能く其徳義を修め、 能く其信任を置

徹した政党を構想しており、 議士組織の制を立てんとす。 正則なり。我国は尚ほ未だ欧州各国と同一に論じ難き所あれば、 暫らく 之が変則を 用ひ、 代議士に非ざるものと雖 て自由民権の主義を拡張するを得ざるなり。代議政体における政党は、宜しく代議士を以て中心と為すべし。 党中に重きを持し、若くは地方に勢力ある諸士の数を限りて大会に出席せしむるの便法を設け、大体に於ては代 斯の如くならずんば以て善美なる立憲政体の確立を期す可からす。」とあり、議会主義に 板垣は自由党の今後の方向を議会政党にみいだしたのであった。すなわち自由党の成立 是れ其

は、議会政党への脱皮であったのである。

- (1) 指原安三 前掲 二四八一九頁参照。
- 「第四部 内務文部省ニ関スル事」「第五部 大蔵省ニ関スル事」「第六部 内閣並ニ憲法及両院ニ関スル事」「第二部 外務、海陸軍省ニ関スル事」「第三部 農商務逓信省ニ関スル事」の六部であっ 司法省ニ関スル事」
- (3) 「議員集会所」と呼ぶこともある。指原安三 二三五頁参照。た。。さらにそれぞれの部について調査すべき件を細別した。
- 4 三宅雪嶺 「同時代史」 二卷四一六頁参照。 あり、或は高官に夤縁し、甘き汁を吸はんとする者あり、硬骨議員と軟骨議員とが混っし、大成会と称する団体を設く。」 て行掛り上、之と共にし得ざる者あり、官職を帯び政府に賛成するに定まる者あり、事業の性質にて政府の保護を仰ぐ者 の史的分析」 二二頁 「之に加はるは頗る雑駁にして、真に自由改進二党の主義政策の誤れるを認むる者あり、地方に 大成会の成立については、大いに末松謙澄(伊藤博文の女婿)の尽力によるものであった。前島省三「日本政党政治
- (5) 「大日本帝国憲法」第五十二条は「両議院ノ議員ハ議院ニ於テ発言シタル意見及表決ニ付院外に於テ璝ヲ負フコトナ シ」とあり、また「議会並議員保護の件」(明治二十二年十一月七日公布、法律第二十八号)をもって議員の特権と考え、 「議員は自ら特権階級と心得て、のけぞり返ったのである。」前田蓮山 前掲 四〇五頁参照。
- 6 議場に立つに当り我党議に従はす一個独立の働を為すが如きあらは最早政党の必要なしと云ひ、直に此案を議決せんと主 **之か全廃説を出し、小山久之助荷も我党員たるものは常談員会の議決に服従するの義務あり、若し我党撰出の代議士国会** の管能を究屈ならしむるの恐あり、故に我々は代議士を尊重し其以外に斯る組織の会を設くるを止めんとの意見を発し、 「鈴木昌司、板倉中共に本案決議の延期説を出し、竹井駒郎代議士以外に代議士の職権を行ふものを設くるときは代議士 四〇四頁参照、たとえば九月十八日の常議員会において、「政務調査仮規則」が討議されたとき、
-) 無所属の中には、井上馨の自治党が含まれている。なお第一議会に臨む衆議院議員の職業別構成は、農業一二九名、張し、大井此説を賛成して熱心原案を維持せり。」指原安三 前掲 二六七頁参照 も明らかなように、農業が圧倒的であり、商業、会社員、銀行業はまだ非常にすくない。このことは、この議会に反映さ れた利益が主として農村の地主あるいは自作地主を含めた自作上層であったことを示めしている。また貴族院は菲族を母 商業十九名、鉱業一名、会社員七名、銀行業四名、弁護士二○名、新聞雄誌記者八名、医業三名であった。この構成から

構成においても、農業関係が圧倒的多数を占めていた。信夫清三郎 前掲 一五―六頁参照。 胎として衆議院にたいする防壁を築くために設けられたが、その一部を構成するために選出された多額納税議員の職業別

- (8) 大日本帝国憲法の発布によって、立憲政の「機軸」たる地位に据えられた天皇は、教育勍語の発布とともに、今や国 にいたったことを意味する。岡義武 民道徳の世界における「立法者」の地位にも立つことになったのである。このことは、天皇側がいよいよ正に整備される 「山県有朋」 四九頁参照。
- にて反殺の模様御座侯はゞ、如何様とも処置可」致」 という立場にあった。津田茂麿 「明治聖上と臣高行」六 八 九 買 参 た。このうち藩閥以外から入閣していたのは、芳川(旧阿波藩)と陸奥(旧紀州藩)である。陸央が「平民大臣」として 臣大山巌、海軍大臣樺山資紀、司法大臣山田顕義、文部大臣芳川顕正、農商務大臣陸奥宗光、逓信大臣後藤象二郎であっ しと待設けらる。」 三宅雪嶺 前掲 四○一頁参照 したがって陸奥は「其の才力を以て内閣の都合宜しく、若し陸奥 し関係にて、土佐派を主にせる旧自由党と一脈の血液の通ひ、平時は兎も角、肝要の場合に陸奥の意の如く全党の動くべ 入閣していたのは、「対議会策にて旧自由党を以て最も重要なる職務とす。西南戦争の際に土佐派と通謀し、共に下獄せ 第一議会に臨む内閣は、内閣総理大臣山県有朋、内務大臣西郷従道、外務大臣青木周蔵、大蔵大臣松方正義、陸軍
- (1) 岡義武 前掲 五〇頁参照。

13

前田蓮山 前掲 四〇六一七頁参照。

- 12 $\widehat{\mathbb{I}}$ 林田亀太郎 「日本政党史」 上巻 三〇四頁参照。 「議院法」第三条「衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ侯補者ヲ選挙セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ。」
- 時は、最多数の投票を得たる者に就き、選挙すべき定員の倍数を取り、決選投票を行い、過半数を得たる者を以て当選人 し。投票の過半数を得たる者を以て当選人とす。投票の過半数を得たる者なき時、又は過半数を得たる者三人に満たざる 「衆議院規則」(勅令)に左の規定があった。「議長(正副)候補者の選挙は無名投票を以てし、候補者を連記すべ
- とす。」 前田蓮山 前掲 四〇七頁参照。 この選挙の過程については、指原安三 前掲 二八二―三頁参照。
- を答えた。 施政方針演説については、大津淳一郎「大日本憲政史」 河野磐州伝編築会「河野磐州伝」 下巻 一三九―一四〇頁参照。これにたいして山県は、及ぶかぎり希望にそう旨 三巻 五五〇—二頁参照。 山県をしてかくのごときこと

言わしめた根拠――かれの国際情勢についての見解――については、岡義武 大同団結運動と議会政党の成立 五〇一一頁参照。

六九

- (18) この過程については、大津淳一郎 前掲 五六五―六頁参照。
- 結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」とあ 大津淳一郎 前掲 五七三—四頁参照。 大日本帝国憲法第六十七条「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ
- 定めた。整理委員は後年の院内総務に当たる。 り、政府は予算案の削減には政府の同意を必要とするとし、この度の査定案はこの六十七条に違反するとしたのである。 前田蓮山 前掲 四一一一二頁参照。 前田蓮山 前掲 四一一頁参照。 団結を強固にするため、また脱落者をださないために、いろいろ具体的な方策を
- たとえば、西毅一、大谷木備一郎、坪田繁などの緊急動議がそれである。 前掲 五八七一八頁参照。 「河野磐州伝」 下卷 一四七—一四八頁

「河野磐州伝」 下巻

一五二頁参照。

- 後にすべし」とする意見が圧倒的であった。だが大井憲太郎一派は、政府に同意を求める手続きをとる必要がないという 主張であった。前田蓮山 前掲 四一二頁参照。 査定案についての政府の同意をいつ求めるべきかいなかについて、立憲自由党の議員総会においては、「両院確定議 大津淳一郎 前掲 五八九頁参照。
- (幻) このような土佐派の裏切り行為については、今もって明確となっていない。政府によって買収されたとするのが定説 照。前田蓮山 前掲 に追いこむことを避けたといわれている。林田亀太郎 前掲 三〇九―三一一頁参照。三宅雪嶺 前掲 四三〇―一頁参のようであるが、根拠は不明確である。後藤象二郎と陸奥宗光が政府と土佐の間を斡旋―策謀―し、第一回の議会を解散 四一三—六頁参照。
- 土佐派の裏切りは、「其の結果として、憲政上幾多の悪例を将来に貽したり、黄金政治の俑を作り、議員堕落の端を 政府の回答「覆牒」については、「河野磐州伝」 下巻 一四九頁参照。
- 為に、廓清せられず、却て閥族をして民党与みし易しとの念を生ぜしめたること、其の三なり。」 大津淳一郎 九七頁参照。 啓きたること。其一なり。妥協政治の舶を作り、政局苟安の弊を生じたること、其の二なり。藩閥政治の情弊は、之れが
- 平野義太郎 前掲 一三九頁参照。この反駁は平野義太郎「民権運動の発展」一三八頁参照。 一三九頁参照。この反駁は「あずま新聞」 (明治二四年二月二十八日および三月一日社説) に掲

、) 星は明治二十三年十月、外遊より帰朝し、当時は代議士ではなかった。被選挙人との関繫の事」「第五 政党運用の事」より成っている。前田蓮山() この意見書は、「第一 中央組織の事」「第二 地方組織の事」「第三 中央と地方と関繫の事」「第四

前掲 四二三一六頁参照。

る事」を主張している。中村菊男 「明治的人間像―星享と近代日本政治」 一二四頁参照。 三月十五日の立憲自由党の演説会において星は「党中に中心力を造り運動をして一律に出てしめ且之を敏捷ならしむ

率ゐる壮年者の急進派は、 必要がなく、立憲自由党創立の際の規約たる『共同団体として首領を置かぬこと』を変更する要をみないとした。大井の限り、党の統制はこの批判の自由によって実質的に保てるのであるから敢て総裁を奉戴することによって党の統制を保つ として首領を置かぬこと』と規約し、乃ち党主を置かずに幹事制を採って来たのであったが、軟派の寝返り『反覆』事件 守的意見が抬頭した。これに対して、壮年者の急進論は、院の内たると外にあるとを問はず、既に国民与論に基礎を置く が起るや、院外党員の発言決定権を封じ、党の統制を保ちさへすれば、醜態を暴露せずに済むであらうといふ年長者の保 平野義太郎 前掲 一四〇―一頁参照。「元来、初め『立憲自由党』創立の際、庚寅俱楽部の規約に『之を共同団体 いふまでもなく、後者の説を採ってゐた。」

3736 中村菊男 前掲 一二六一八頁参照。 党名を変更したのは、大井派を考慮してのことであった。

六一五—一七頁参照

び

するにいたった過程を詳細に考察してきたのであるが、この考察からも明白なように、議会政党としての自由党の成 裂し、議会開設を控えて再統合されて立憲自由党となり、第一議会終了後、議会中心主義を標榜する自由党へと脱皮 とりもどし、さらに後藤象二郎を中心とする大同団結運動へと進展したが、後藤の入閣により、その頂点において分 以上、明治十七年秋の自由党の解党後、反政府的諸勢力の沈滞をへて、ようやく三大事件の建白運動により活況を

東 洋 法

学

立にいたるまでには幾多の曲折 諸勢力の離合集散-―があり、複雑奇怪 後藤の入閣、第一議会における土佐

決して担々たる道ではなかった。またそれは、政府の側におけ諸施策·

——憲法発布、

総選挙、議会開

設などー の建白運動、第一議会における経費削減、民力休養を標榜とする予算案問題――の結果でもあった。さらにまた在野 ――に消極的に対応していくのみでなく、さらに積極的に反応していこうとする反政府側の運動

大同倶楽部と大同協和会、立憲自由党と立憲改進党、

国民自由党の 分派

諸勢力間におけるイデオロギーの相違-

と院外党員との対立――でもあった。このようにきわめて複雑な過程の帰結として成立したのが、自由党であったの −でもあり、党内における対立、主導権争い−−−改進党内における合同非合同問題、立憲自由党における院内党員

最後に、このようにして成立した自由党は一体どのように評価したらよいか。前述のように、自由党は院内党員と

にすれば、かっての自由党(明治十七年秋解党)における地方党員の激化による統制維持の困難を想起し、また近くは 議会における立憲自由党内部の対立を考慮してのことであったには相違なかろうが、当時においては、選挙制度

しての確立を期しているのであるが、その余り、院外党員を政党内から締め出そうとする傾向は否定できない。板垣 院外党員との対立の結果、院内党員優位の確認のうえに成立し、代議士中心の政党を指向し、したがって議会政党と

は制限選挙であり、きわめて限られた国民にのみ参政権が与えられているにすぎず、また筮法上談会制度は偏頗

な制

の任務ではなかったろうか。政党を議会という拠点によって防護するのあまり、 したがって一般国民ないし院外党員と代議士との関係は制度上も稀薄であり、この間隙を埋めるのが 政党の本来の任務たる代議制の本旨

的政党の本質からそれることになり、国民から遠ざかる結果を生み、やがて政府と妥協していくことになる の で あ 党の存続をはかっていこうとしたのである。かくて自由党が、みずからを議会政党として確立していくことは、近代 なり」と述べ、国民の圧力から政党を守り、代議士=政党は国民の上に超然とした態度で臨み、議会を拠点として政 制の本旨に悖る者なり。夫れ愚者(選挙民―筆者註)をして智者(代議士―筆者註)の働を為さしむるは代議政体の効用 にもとる結果を招くことになるのではないだろうか。板垣は「選挙者にして代議士の挙動に干渉するが如きは、代議

1 入る。この問題については、いずれ稿を改めたいと思っている。) 政府と談会=民党とが妥協するのにはまだ間があった。日清戦争をへて明治二十八年末ごろから、その妥協の段階に る。

(付記)本稿は、昭和三十八年度文部省科学研究費交付金(各個研究)による研究成果の一部である。

(本学助教授)